

令和6年4月1日

港区立青山小学校
校長 可児 亜希子

港区立青山小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものとする。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考え方を基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中や、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていくにあたり、いじめ防止及びいじめ解消に向けた取組の基本的な考え方を以下に示す。

- (1) いじめの未然防止のため、児童に「いじめは絶対に許されない行為」だということを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築くよう指導する。
- (2) いじめの早期発見のため、毎月のアンケート調査等を実施するとともに、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- (3) いじめの解決に向けた取組として、児童の生命及び心身を保護することが最優先の課題であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添い、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決していく。
- (4) いじめ未然防止及び対応のため、以下の組織を設置する。

○いじめ・不登校等対策委員会（学校アンケート後、または、必要に応じて開催）

・委員構成

校長、副校長、生活指導主幹、関係担任、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・いじめ・不登校の情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、情報の共有を行う。いじめ案件について対応を検討する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善案等を提示する。
（ふれあい月間「学校シート」の活用）
- ・重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定、調査等を行う。
- ・いじめの相談、通報窓口を設置する。

いじめの疑いに係る情報があった場合の、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携等の対応をする。

○学校いじめ・不登校防止委員会（年2回、6月と2月）

・委員構成

校長、副校長、生活指導主幹、特別支援コーディネーター、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校担当弁護士、赤坂警察署スクールサポーター、放課GO→あおやま施設長、赤坂子ども中高生プラザ青山館館長、民生児童委員で構成する。

・本校のいじめ・不登校の未然防止についての取組や、いじめ・不登校の実態について情報共有を行う。

3 取組の基本姿勢

いじめは、どの学級でもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図る。なお、いじめの定義は、以下のいじめ防止対策推進法の規定によるものとする。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

4 取組の内容

(1) 未然防止

・ いじめZEROプロジェクトの取組

各学年の児童が主体となっていじめ未然防止につながる活動を行う。（いじめ防止川柳・いじめ防止集会）

・ 心の教育の充実

道徳授業地区公開講座や学校公開期間などにおいて、いじめに関する授業を学期1回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

・ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

・ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を年3回実施する。

・ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

・ 児童の自己有用感の高揚

すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人ひとりに自信をもたせる。

・ 児童の合意形成の場を設定

授業の中で子供たちが話し合いを行い、互いの意見を尊重しながら合意形成を行う場を設定する。

- ・ ソーシャルスキルの指導

人との距離感（パーソナルスペース）や自分の感情をコントロール（アンガーマネージメント）等の人との関わり方を具体的に指導する。

- ・ 保護者への意識啓発

年度当初の保護者会や道徳授業地区公開講座、学校だよりを活用し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

- ・ いじめ相談窓口の拡大

いじめを受けたり見たりした児童が支援を訴えることができる学校生活アンケートの効果的な活用とともに、日頃から学校にいる誰にでも相談できるという環境を整えていく。また4・5年生の一学期にカウンセラーとの全員面談を行う。

- ・ 学校生活における意識調査の活用

WEBQU など、心理テストの実施結果をよりよい学校集団づくりに活用する。

- ・ 情報モラル教育の推進

インターネットやSNS等を通じて行われるいじめに対応するために、3年生対象に専門家を活用した授業を実施する。

(2) 早期発見

- ・ ふれあい月間に、児童への啓発と共に児童向けアンケート、全児童面談などを実施し、早期発見に努める。
- ・ 保健室、教育相談室、校長室等の利用及び電話相談窓口の周知等、悩んでいる児童が相談しやすい体制を整備する。
- ・ 授業中だけでなく、休み時間や放課後における児童の様子をきめ細かく観察したり、個人ノートや日記などを活用したりして、交友関係や悩みを把握したりする。
- ・ 毎週末、生活指導夕会を行い、教職員全体によるいじめに関する情報を共有する。

(3) 早期対応

- ・ いじめを受けた児童及びいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた児童が落ち着いて学校生活を送れる環境を確保する。
- ・ 校内委員会等を活用して、いじめの事実確認と原因究明を行う。
- ・ 教育的配慮の下、いじめた児童への指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉える指導を行う。
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する支援をする。
- ・ いじめた児童に対する家庭での指導に関する助言を行う。
- ・ 保護者の開催等、保護者と情報共有できる場を設定する。
- ・ いじめと思われる事案が派生した場合、関係保護者、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組む。
- ・ いじめが発生した場合、校内いじめ対策委員会を招集し対応を検討する。
- ・ 教員向けの校内いじめ対応マニュアルを作成する。
- ・ インターネット、SNS等での不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等への協力、支援を求める。

(4) 重大事態への対応

- ・ 学校全体で見守る体制を整備して、いじめを受けた児童の生命・安全を確保するとともに、いじめた児童の心のケア等の対応をする。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携し、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
- ・ いじめ不登校等対策委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施、又は区が行う調査への協力をする。
- ・ 港区教育委員会に報告する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を図る。